

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)

令和5年度
特別措置に関する
案内書

【都内公立中学校等に在籍の方】

～目次～

1 概要	2
1-1 ESAT-Jにおける令和5年度特別措置について	
2 特別措置申請のスケジュール	3
3 受験上の特別措置の一覧	4
3-1 受験上の特別措置の詳細	
3-2 措置区分ごとのテスト資材サンプル	
3-3 会場等に関する措置	
3-4 持ち込みを希望する器具など	
4 特別措置申請の手順	23
4-1 【最初に対応】特別措置申請書の準備	
4-2 【7月6日(木)9時～8月18日(金)17時】特別措置申請	
5 特別措置申請の審査・決定	29
5-1 特別措置申請が承認されないケース	
6 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置	32
6-1 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置の申請方法	
6-2 やむを得ず受験できなかった場合	
6-3 本試では申請しなかったが、追試では特別措置を申請する場合	
7 よくある質問	33
8 巻末資料【特別措置申請書様式】	36

Ⅰ 概要

令和5年度 中学校英語スピーキングテスト(以下「ESAT-J」という。)の受験に際し、病気・負傷や障害等のために、特別な措置を希望する場合は、受験上の特別措置を申請することができます。

特別措置の申請に、障害者手帳は必要ありません。手帳の交付を受けていない方でも特別措置申請は可能です。生徒、保護者、学校の先生の三者で十分に相談の上、在学する中学校等で受験者が現在受けている配慮の内容を踏まえ、特別措置の申請を行うか判断してください。

※聴覚障害以外で個室や少人数教室希望の場合は、医師の診断書を提出していただくことがございます。

受験上の特別措置については、特別な器具等の準備や、受け入れ可能な会場・受験教室の調整を行うため、受験申し込み前の「特別措置申請」が必要です。受験上の特別措置を希望する場合は、本資料をよくお読みいただき、措置の内容や申請方法を確認の上、必要な時期に申請を行ってください。

Ⅰ-Ⅰ ESAT-Jにおける令和5年度特別措置について

ESAT-Jでは、次の(1)及び(2)を満たした場合において特別措置を行います。

(1) ESAT-J の措置項目に基づく内容でかつ、在学する中学校等で受験者が現在受けている配慮の内容が十分参考にされた申請と判断され、生徒が在籍する学校長の承認済みの「特別措置申請書」を提出した場合

(2) ESAT-J の措置項目に基づく内容でかつ、受験環境等の準備ができる場合

なお、特別措置により受験する生徒は、原則として「特別措置専用会場での受験」となります。

※通常受験の生徒とは異なる会場になります。

※同じ中学校で同じ措置区分を申請している生徒同士は、同じ会場・同じ教室になる可能性があります。

2 特別措置申請のスケジュール

ESAT-J における特別措置申請は、次の表の中で示している期間で受け付けます。期間内に【1】【2】【3】を行い、特別措置申請が完了できるように、時間に余裕をもって準備及び措置申請を行ってください。※23ページ以降に詳細の説明があります。併せてご確認ください。

生徒・保護者	在籍校	事業者
【1】 特別措置申請書の準備 7月6日(木)以前 ⇒詳細:23ページ		
<p>「特別措置に関する案内書(本資料)」及び「特別措置申請書(本資料37ページ)」を確認し、申請する措置区分を決定する。</p> <p>↓</p> <p>「特別措置申請書」に、希望する措置区分と申請理由を記入し、担当の先生に提出し確認を依頼する。</p> <p>学校確認済みの「特別措置申請書」を画像データ化する。 ※スマートフォン等での撮影/スキャナーでの取り込み等により、PDF、JPG、JPEG のいずれかの形式で保存(※7MB 以内)</p>	<p>「特別措置申請書」を確認し、中学校記入欄に必要事項(校長先生の公印押印を含む。)を記入し、生徒に返却</p>	
【2】 特別措置申請 7月6日(木)9時~8月18日(金)17時 ※期間厳守 ⇒詳細:23ページ		
<p>学校から生徒に配布される「申し込みマニュアル」及び本資料に沿って、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「生徒用マイページ」に自分の情報を登録する。 ■「生徒用マイページ」から「特別措置申請」を行う。 <p>※「特別措置申請書」のデータ(画像)が必要です。</p> <p>審査結果を「生徒用マイページ」にて確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■承認の場合:試験当日の措置内容が表示 ■再申請が必要な場合はその旨表示 <p>※審査中は「審査中」と表示</p>		<p>申請内容及び「特別措置申請書」の確認及び審査</p> <p>※通常5日以上(土日祝日除く。)かかります。</p> <p>※申請内容等に不明な点や不備がある場合又は個別のご要望等への対応ができない場合は、保護者(生徒)に連絡することがあります。</p>
【3】 受験申し込み 7月6日(木)9時~9月22日(金)17時 ※必ず特別措置申請を先に行ってください。		
<p>「生徒用マイページ」から受験申し込みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特別措置申請とは別に、受験申し込みが必要です。 ■特別措置申請の審査中は、受験申し込みができません。 		

3 受験上の特別措置の一覧

ESAT-J における受験上の特別措置は、以下のとおりです。複数の措置区分を申請することも可能ですが、重複して申請できない区分もあるため、このページ下部の表外の注意書きをご確認ください。具体的な措置内容及びテスト器具等については、5ページ以降にてご確認ください。

※申請する措置区分を選ぶ際は、保護者や学校の先生と相談し、障害の程度や通常の学習状況を考慮した上で、必要な措置をお選びください。障害の状況により、受験を迷う場合は、学校におけるその他の試験の参加状況を参考に受験するかどうかをご判断ください。

措置区分	特別措置の概要
視覚関係(点字、拡大文字)	
1 ※1、※2	点字問題による受験(試験時間の延長あり)
2 ※1	拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)
3 ※1	拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)
視覚関係(色覚特性)	
4 ※1	白黒印刷問題冊子による受験
聴覚関係	
5 ※2、※3	音(音声)を文字化した問題での受験(音声の聞き取りなし)
6 ※2、※3	音(音声)を文字化した問題での受験(音声の聞き取りあり)
7 ※3	音(音声)の聞き取りありでの受験(音声を文字化した問題なし)
きつ音・発話障害関係	
8	解答時間の延長
上肢不自由	
9	受験会場等に関する措置
発達障害	
10 ※4	受験会場等に関する措置(解答時間の延長あり)
11 ※4	受験会場等に関する措置(解答時間の延長なし)
下肢不自由	
12	受験会場等に関する措置
その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等)	
13	受験会場等に関する措置
日本語の補助(日本語指導が必要な場合・読み書き障害)	
14 ※2	日本語に対する補助 【日本語指導が必要な場合の本措置の申請条件】 国籍を問わず、入国後の在日期间が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者

※1 措置区分1~4は、重複して申請することができません。

※2 措置区分1を選択した場合は、措置区分5、6、14を重複して申請することができません。

※3 措置区分5~7は重複して申請することができません。

※4 措置区分10・11は、重複して申請することができません。

3-1 受験上の特別措置の詳細 ※措置区分ごとのテスト資料サンプルは12ページ以降にございます。

	視覚関係(点字・拡大文字)	
措置区分・措置概要	1 点字資料による受験(試験時間の延長あり)	2 拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)
テスト資料	■点字問題冊子	■拡大問題冊子(文字化版 ※イラストを文字化したもの)(22ポイント程度/白黒)
解答時間	約1.4倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ	約1.4倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ
音声の聞き取り方法	通常と同様	通常と同様
解答方法	点字問題冊子を利用しながらタブレットに解答を録音	拡大問題冊子(文字化版)を利用しながらタブレットに解答を録音
試験時間の延長	あり(問題を解くことに関係する時間を1.4倍に延長)	あり(問題を解くことに関係する時間を1.4倍に延長)
試験実施教室 (最大50人程度)	解答時間1.4倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。	解答時間1.4倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) ■タブレットの入力作業代行 <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 ■エレベーターが利用可能な受験教室での受験 ■障害者用トイレの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) ■タブレットの入力作業代行 <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 ■エレベーターが利用可能な受験教室での受験 ■障害者用トイレの利用
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■点字腕時計 ■白じょう ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。 	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■白じょう ■拡大読書器(コンセント必要/不要) ■ルーペ ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。

	視覚関係(点字・拡大文字)	視覚関係(色覚特性)
措置区分・措置概要	3 拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)	4 白黒印刷問題冊子による受験
テスト資料	■拡大問題冊子(画面拡大版 ※タブレット画面を拡大したもの) (15~18ポイント程度/イラストあり/カラー)	■白黒印刷問題冊子(15~18ポイント程度/イラストあり/白黒)
解答時間	配慮なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。	配慮なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。
音声の聞き取り方法	通常と同様	通常と同様
解答方法	拡大問題冊子(画面拡大版)を利用しながらタブレットに解答を録音	白黒印刷問題冊子を利用しながらタブレットに解答を録音
試験時間の延長	なし	なし
試験実施教室 (最大50人程度)	ページめくり音を追加した解答時間1倍(延長なし)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。	ページめくり音を追加した解答時間1倍(延長なし)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) 《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■車いすの利用 ■障害者用トイレの利用	■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) 《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可 ■車いすの利用 ■障害者用トイレの利用
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	《以下から必要なものを選択》 ■白じょう ■拡大読書器(コンセント必要/不要) ■ルーペ ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。	《必要に応じて以下に記載》 ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。

	聴覚関係	
措置区分・措置概要	5 音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りなし）	6 音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りあり）
テスト資料	<ul style="list-style-type: none"> ■音（音声）のみで流れる英文を文字化した音声内容補助冊子 ■試験監督の指示を文字化した監督教示内容補助冊子 	<ul style="list-style-type: none"> ■音（音声）のみで流れる英文を文字化した音声内容補助冊子 ■試験監督の指示を文字化した監督教示内容補助冊子
解答時間	配慮なし	配慮なし
音声の聞き取り方法	<p>通常と同様</p> <p>※本措置は、音声の聞き取りなしでの受験のため、音声の聞き取り方法に関する配慮はありません。音声を聞きながらの受験を希望する場合は、措置区分6又は7を申請してください。</p> <p>※テスト中はイヤーマフを装着します。補聴器をご使用の場合、種類によってはイヤーマフが使えない場合があります。在籍する学校に届くサンプルのイヤーマフで、貸与期間中に必ず使用可否を確認してください。イヤーマフを装着できない場合は、申請時に「イヤーマフの使用不可」にチェックを入れてください。その場合は、個室又は個別スペースでの受験となります。</p>	<p>タブレットから直接音声を再生</p> <p>※原則、個室又は個別スペースでの受験となります。</p>
解答方法	音声内容補助冊子とタブレットに表示された文字を読みながら解答	音声内容補助冊子とタブレットに表示された文字を読みながら解答 ※タブレットから直接再生される音声も聞きながらの解答となります。
試験時間の延長	なし（通常と同様）	なし（通常と同様）
試験実施教室 （最大 50 人程度）	解答時間 1 倍（通常解答時間）の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。	個室又は個別スペース ※タブレットから直接音声を再生するため
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ■機材装着準備の代行（イヤーマフのサイズ調整） <p>《上記に加え、必要に応じて以下を選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 	<p>《必要に応じて以下を選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■補聴器 ■人工内耳 ■その他（自由記述） ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。 	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■補聴器 ■人工内耳 ■その他（自由記述） ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。

	聴覚関係	きつ音・発話障害関係
措置区分・措置概要	7 音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題なし）	8 スピーキングテストの時間延長
テスト資料	■試験監督の教示内容を文字化した監督教示内容補助冊子	通常と同様
解答時間	配慮なし	約3倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ
音声の聞き取り方法	タブレットから直接音声を再生 ※原則、個室又は個別スペースでの受験となります。	通常と同様
解答方法	通常と同様 ※タブレットから直接再生される音声を聞きながらの解答となります。	通常と同様 ※採点時に注意して音声を確認する措置を行います。
試験時間の延長	なし（通常と同様）	あり（解答時間のみ3倍に延長） ※試験時間が通常の生徒より5分程度延長となります。
試験実施教室 （最大 50 人程度）	個室又は個別スペース ※タブレットから直接音声を再生するため	解答時間3倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	《必要に応じて以下を選択》 ■車いすの利用	■機材装着準備の代行（イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。） 《上記に加え、必要に応じて以下を選択》 ■車いすの利用
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	《以下から必要なものを選択》 ■補聴器 ■人工内耳 ■その他（自由記述） ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。	《必要に応じて以下に記載》 ■その他（自由記述） ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。

	上肢不自由	発達障害
措置区分・措置概要	9 受験会場等に関する措置	10 受験会場等に関する措置(試験時間の延長あり) ※知的障害の生徒で、措置を希望する場合は、措置区分 10 又は措置区分 11 で申請してください。
テスト資材	通常と同様	通常と同様
解答時間	配慮なし	約3倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ
音声の聞き取り方法	通常と同様	通常と同様
解答方法	通常と同様	通常と同様
試験時間の延長	なし	あり(解答時間のみ3倍に延長) ※試験時間が通常の生徒より5分程度延長となります。
試験実施教室 (最大 50 人程度)	解答時間 1 倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。	解答時間3倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)</p> <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■特別措置監督によるイヤホンの装着代行(希望する場合は、特別ヘッドセットでの対応となります。)</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p> <p>■エレベーターが利用可能な受験教室での受験</p> <p>■障害者用トイレの利用</p>	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)<u>生徒がご自身でイヤホン装着が困難な場合は、その旨必ず自由記述欄に記入してください。</u></p> <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p>
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。</p>	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。</p>

	発達障害		下肢不自由	
措置区分・措置概要	11	受験会場等に関する措置(試験時間の延長なし) ※知的障害をお持ちの生徒で、措置を希望する場合は、措置区分 10 又は措置区分 11 で申請してください。	12	受験会場等に関する措置
テスト資材	通常と同様		通常と同様	
解答時間	配慮なし		配慮なし	
音声の聞き取り方法	通常と同様		通常と同様	
解答方法	通常と同様		通常と同様	
試験時間の延長	なし		なし	
試験実施教室 (最大 50 人程度)	解答時間 1 倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。		解答時間 1 倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。	
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) <u>生徒がご自身でイヤホン装着が困難な場合は、その旨必ず自由記述欄に記入ください。</u></p> <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p>		<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)</p> <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■特別措置監督によるイヤホンの装着代行(希望する場合は、特別ヘッドセットでの対応となります。)</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p> <p>■エレベーターが利用可能な受験教室での受験</p> <p>■障害者用トイレの利用</p>	
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。</p>		<p>《以下から必要なものを選択》</p> <p>■つえ</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。</p>	

	その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等)		日本語の補助(日本語指導が必要な場合・読み書き障害)	
措置区分・措置概要	13	<p>受験会場等に関する措置</p> <p>※不登校等で心理面での配慮が必要と判断される場合、こちらの措置区分で申請可能です。</p>	14	<p>日本語に対する補助</p> <p>【申請条件】国籍を問わず、入国後の在日期間が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者</p>
テスト資材	通常と同様		タブレット画面に表示される漢字にひらがなのルビを振った日本語補助冊子 ※重複申請の場合は、重複する区分の全ての資材ではなく、必要な資材をご提供します。	
解答時間	配慮なし		配慮なし	
音声の聞き取り方法	通常と同様		通常と同様	
解答方法	通常と同様		通常と同様	
試験時間の延長	なし		なし	
試験実施教室 (最大 50 人程度)	解答時間 1 倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。		解答時間 1 倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいます。	
試験監督等による補助 及び会場等に関する措置	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)イヤピースには、シリコン樹脂を、イヤホン部分には、磁石を使用しています。カナル型マイク付きイヤホンを利用できない場合は、カナル型マイク付きイヤホンが利用できない旨を自由記述欄に記入してください。</p> <p>《上記に加え、以下から必要なものを選択》 ※複数選択可</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p> <p>■エレベーターが利用可能な受験教室での受験</p> <p>■障害者用トイレの利用</p>		<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤホンへのイヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)</p> <p>《上記に加え、必要に応じて以下を選択》</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p>	
持ち込みを希望する器具等 ※複数選択可	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <p>■つえ</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。</p>		<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なもの、英文の記載がないもの、音が鳴らないものに限る。</p>	

3-2 措置区分ごとのテスト資材サンプル

(1) 拡大問題冊子(文字化版)【措置区分2で使用】

弱視等のため、タブレット上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大し、イラストを文字化した「拡大問題冊子(文字化版)」を用意します。

なお、拡大問題冊子(文字化版)は、タブレット画面とレイアウト等が異なることがあります。

拡大問題冊子 (文字化版)	文字の大きさ	22ポイント程度 ※注釈やルビについては、必ずしも22ポイントにはなりません。
	書体	ユニバーサルデザイン等のフォント
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	白黒
申請に関して	措置申請時に、「2:拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)」を選択	
解答時間の延長	約1.4倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ	

【拡大問題冊子(文字化版)のイメージ】

※準備時間内に対応できるよう、イラストの内容を簡素化することがあります。

れいだい じゆん び じ かん びやう かいとう じ かん びやう
例題(準備時間20秒/解答時間16秒)

あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシを見えます。友だちからの質問に対して、与えられたチラシの情報をもとに、英語で答えてください。

「チラシ」

MUSIC CLASSES		
MONDAY	TUESDAY	WEDNESDAY
ドラム ピアノ	ギター ピアノ	ドラム ギター

かいとう ごとく ろくおん おんせい なが おんせい き と
 解答後、録音した音声流れます。音声を聞き取ることができなかつた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。

<参考:タブレット画面のイメージ> ※画面の大きさ約12.3cm×16.3cm

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

※これは例題です。録音テストも兼ねているので実際に声に出して解答してください。
 あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシを見えています。友だちからの質問に対して、画面上のチラシをもとに、英語で答えてください。
 (準備時間10秒/解答時間10秒)

▶ 例題

MONDAY	TUESDAY	WEDNESDAY

(2) 拡大問題冊子(画面拡大版)【措置区分3で使用】

弱視等のため、タブレット上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大した「拡大問題冊子(画面拡大版)」を用意します。

拡大問題冊子 (画面拡大版)	文字の大きさ	15~18ポイント程度 ※図、イラスト等に記載されている文字、注釈、及びルビについては、必ずしも15~18ポイントにはなりません。
	書体	タブレットに表示される書体と同様か近い書体
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	カラー
申請に関して	措置申請時に、「3:拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)」を選択	
解答時間の延長	なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。	

【拡大問題冊子(画面拡大版)のイメージ】

※タブレット画面を拡大カラー印刷したもの

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

※これは例題です。録音テストも兼ねているので実際に声に出して解答してください。

あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシを見えています。友だちからの質問に対して、与えられたチラシの情報をもとに、英語で答えてください。

(準備時間10秒/解答時間10秒)

▶ 例題

解答後、録音した音声の流れます。音声を聞き取ることができなかった場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。「次に進みます。」という音声がか聞こえたら、次のページに進んでください。

(3) 白黒印刷問題冊子 【措置区分 4 で使用】

色覚特性等のため、タブレット上でのカラー表示の識別が困難である生徒を対象として、タブレット画面を白黒で印刷した「白黒印刷問題冊子」を用意します。

白黒印刷問題冊子	文字の大きさ	15~18 ポイント程度 ※図、イラスト等に記載されている文字、注釈、及びルビについては、必ずしも 15~18 ポイントにはなりません。
	書体	タブレットに表示される書体と同様か近い書体
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	白黒
申請に関して		措置申請時に、「4: 白黒印刷問題冊子による受験」を選択
解答時間の延長		なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。

【白黒印刷問題冊子のイメージ】

※タブレット画面を白黒印刷したもの

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

※これは例題です。録音テストも兼ねているので実際に声に出して解答してください。
あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシ
を見えています。友だちからの質問に対して、与えられたチラシの情報をもとに、英語で答えてください。
(準備時間 10 秒 / 解答時間 10 秒)

▶ 例題



解答後、録音した音声の流れます。音声を聞き取ることができなかった場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
「次に進みます。」という音声が入ったら、次のページに進んでください。

(4) 音声内容補助冊子 【措置区分 5・6で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、話される音（音声）の聞き取り不要を希望する生徒を対象として、タブレットから再生される音声をテキスト化した「音声内容補助冊子」を用意します。

音声内容補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度
	書体	ユニバーサルデザイン等のフォント
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り ※ただし、冊子に掲載されるのは、再生される音声タブレット上に文字で掲載されない一部のパートのみ。
	色	カラー
申請に関して	措置申請時に、「5:音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りなし）」、もしくは「6:音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りあり）」のいずれかを選択	
解答時間の延長	なし	

【音声内容補助冊子のイメージ】


※タブレットから再生される音声をテキスト化したもの

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

れいだい がめん
Part B 例題の画面

※これは例題です。解答リストも読み取って実際の音に出して解答してください。
あなたは解字中です。まだこの一欄に回答の変更ができません。もし変更したい場合は、その変更履歴のプランも見ています。実行中からの実行に対して、画面上のタブもまた、英語で覚えてください。
(詳細は1分後/解答リスト参照)

→ 例題



よ おんせい
読まれる音声

Which music classes are on Wednesdays?

がめん みぎうえ かいとう
タブレット画面の右上に 解答中 が表示されたら、解答を

はじめ
始めてください。

れいだい お
これで例題は終わりです。

もんだい はじ つぎ すす
No.1 の問題が始まったら、次のページに進んでください。

(5) 監督教示内容補助冊子【措置区分5・6・7で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、試験準備時や片付け場面で試験監督等が話す内容の聞き取りが難しい生徒を対象として、試験監督等の教示を文字化した「監督教示内容補助冊子」を用意します。

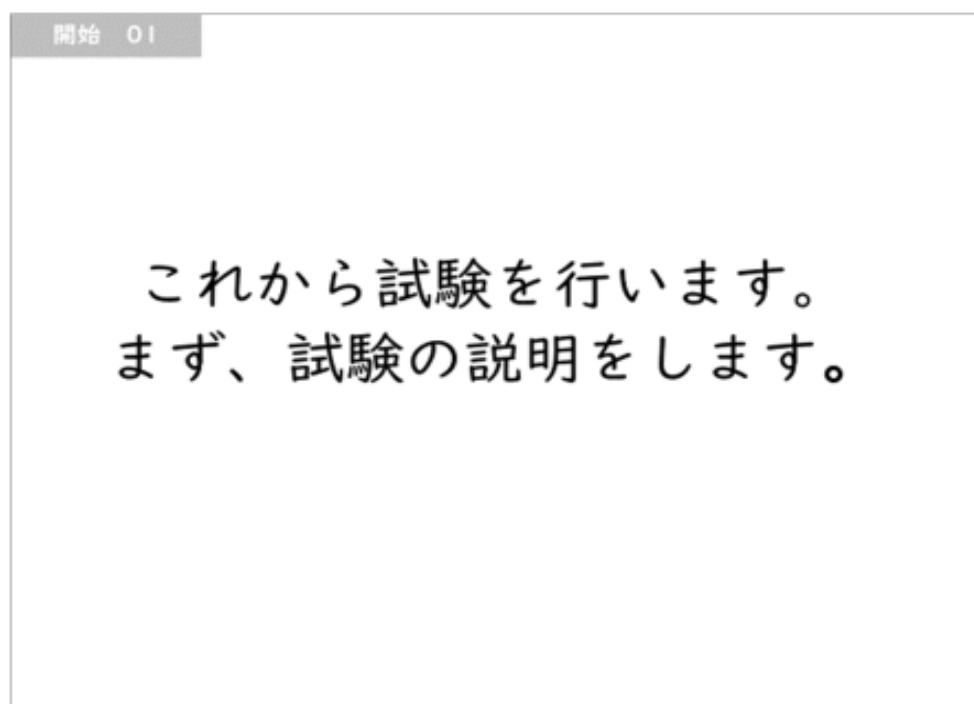
試験監督等は、口頭での教示も行います。試験監督等の教示が聞こえる場合は、この冊子を使用しなくても構いません。

監督教示内容 補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度以上
	書体	ユニバーサルデザイン等のフォント
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	試験監督等の教示の進行に合わせる
	色	白黒
申請に関して	措置申請時に、「5：音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りなし）」、もしくは「6：音（音声）を文字化した問題での受験（音声の聞き取りあり）」、もしくは「7：音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題なし）」のいずれかを選択	
解答時間の延長	なし	

【監督教示内容補助冊子のイメージ】

※試験監督等の口頭教示と同様の内容をテキスト化したもの

※冊子デザインは変更となる場合があります。



(6) 日本語補助冊子【措置区分14で使用】

日本語の補助を希望する生徒を対象として、タブレット画面に表示される漢字にひらがなのルビを振った「日本語補助冊子」を用意します。

日本語補助冊子	文字の大きさ	15~18ポイント程度 ※図、イラスト等に記載されている文字、漢字のルビ、及び注釈については、必ずしも15~18ポイントにはなりません。
	書体	タブレットに表示される書体と同様か近い書体
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	白黒
申請に関して		措置申請時に、「14:日本語に対する補助」を選択
解答時間の延長		なし

【日本語補助冊子のイメージ】

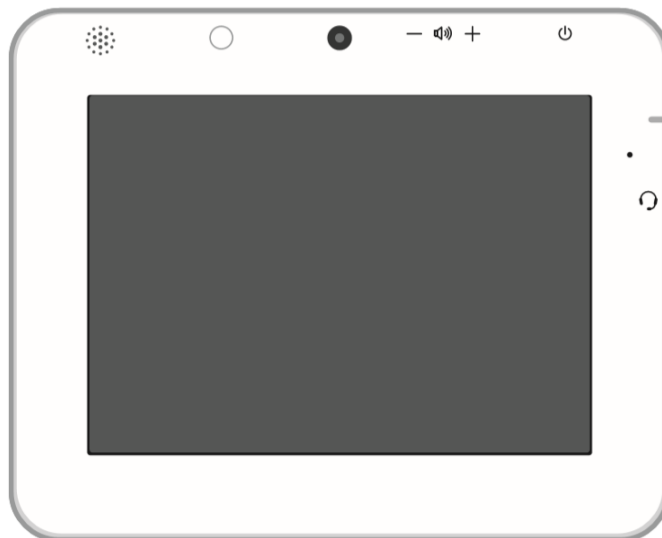
※タブレット画面上の漢字にひらがなのルビを振って印刷したもの

※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。



(7) タブレット

試験には、タブレットを使用します。生徒は、受験中はタブレットを両手で持って解答しますが、けがや措置（冊子による受験）によりタブレットを両手で持てない場合は、タブレットを机の上に置いたまま受験をしても構いません。



(8) イヤーマフ

試験中は、集中して取り組むことができるように、イヤーマフという防音器具を使います。何らかの理由でイヤーマフを利用できない場合は、措置区分「13:その他（持病・心理面での配慮が必要な場合等）」にて申請を行い、イヤーマフが利用できない旨を自由記述欄に記入してください。

※イヤーマフのクッション部分（耳を覆う部分）には、PVC（ポリ塩化ビニル）を使用しています。



クッション部分:PVC（ポリ塩化ビニル）

(9) カナル型マイク付きイヤホン

試験中は、タブレットからの音を聞いたり、解答音声を録音したりするために、カナル型マイク付きイヤホンを使います。

聴覚関係の措置で、音（音声）を聞きながら受験を希望する生徒は、このカナル型マイク付きイヤホンは使用せず、タブレットから直接音声を再生する形で受験を行います。



※イヤピースには、シリコン樹脂を使用しています。

また、イヤホン部分には、磁石を使用しています。

何らかの理由でカナル型マイク付きイヤホンを利用できない場合は、措置区分「13:その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等)」にて申請を行い、カナル型マイク付きイヤホンが利用できない旨を自由記述欄に記入してください。

(10) 特別ヘッドセット

上肢不自由や下肢不自由等で、カナル型マイク付きイヤホンをご自分で耳に装着することが難しい生徒は、試験監督等による「イヤホンの装着代行」を申請することが可能です。「イヤホンの装着代行」を申請した場合は、耳の穴に入れるカナル型マイク付きイヤホンではなく、イヤーマフと一体型で利用できる特別ヘッドセットでの対応となります。特別ヘッドセットを使用することにより、安全にイヤホンの装着代行を行うことができます。



イヤーマフのくぼみにイヤホンが収まり、イヤーマフと一体として利用できる。

3-3 会場等に関する措置

ESAT-Jでは、会場等に関する措置について、申請する措置区分に応じた選択肢から、必要なものを申請することができます。各措置区分にて申請できる会場等に関する措置の詳細は、5ページから11ページでご確認ください。

空調や照明についての個別のご要望や、多目的トイレ等における設備のご要望等、会場に関して希望を頂いても対応できない場合があります。このような場合、お電話にて保護者（生徒）又はご担当の先生にご連絡いたします。

- ・同じ措置区分の生徒は同じ教室になるため、50名程度の教室で受験いただく可能性がございます。
- ・症状のために必要があり、少人数教室を希望した場合、10～30名程度の受験室への割り当てとなります。
- ・聴覚対応以外の個室希望は原則不可となります。
- ・同じ中学校で同じ特別措置区分を申請された方は、同じ会場・教室になる場合があります。
- ・介助者は生徒とともに受験教室まで同行し、受験教室で試験監督から介助者用のワッペンを受け取ってください。事前に申請のない介助者は、入場することができません。また、試験中は、介助者控室でお待ちいただき、原則受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合、問い合わせ窓口にご相談ください。

3-4 持ち込みを希望する器具など

ESAT-Jでは、受験時に使用する器具などについて、申請する措置区分に応じた選択肢の中から、必要なものを申請することができます。各措置区分で申請できる、持ち込みを希望する器具等の詳細は、5ページから11ページをご確認ください。

自分の希望する器具が選択できない、又は記載がない場合は、措置申請画面の自由記述欄に入力してください。審査時に以下の観点にて確認を行います。なお、記載した要望への対応可否については、審査後にお知らせします。

- ① 試験の公平性を保てる器具であること（インターネット接続が必須となる資材は不可）。
※インターネットに接続して使用する必要があるアプリケーション等の利用も不可。
- ② 一般の会場で使用でき、受験者ご自身で持ち運び可能な大きさ・仕様であること。
- ③ タブレットへの接続（差し込み等）が不要であること。
- ④ 器具の見えるところに英字の記載がないもの。英字の記載がある場合、読めないようにテープなどで覆ってください。

(1) 持ち込みが認められない器具など

上記①～③の観点から、以下の器具については、措置申請がなされても持ち込みを認めることができません。あらかじめご了承ください。

- ・インターネットに接続するスマートウォッチ、ウェアラブル端末
- ・特製机、いす（大きさ・仕様による）
- ・受験時にタブレットに接続して利用するイヤホン、ヘッドセット、スピーカー
- ・生徒自身で持ち運びができないもの
- ・作動音、アラーム音等が鳴るもの

※生徒自身で介助者（特別措置申請備考欄に記入が必要）が手配可能（自己手配のみ）で、介助者が持ち運び可能な場合は、持ち込みが認められる場合があります。介助者は受験教室まで生徒に同行し、受験教室で試験監督から介助者用のワッペンを受け取ってください。事前に申請のない介助者は、入場することができません。また、試験中は、介助者控室でお待ちいただき、原則受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合は、問い合わせ窓口にご相談ください。

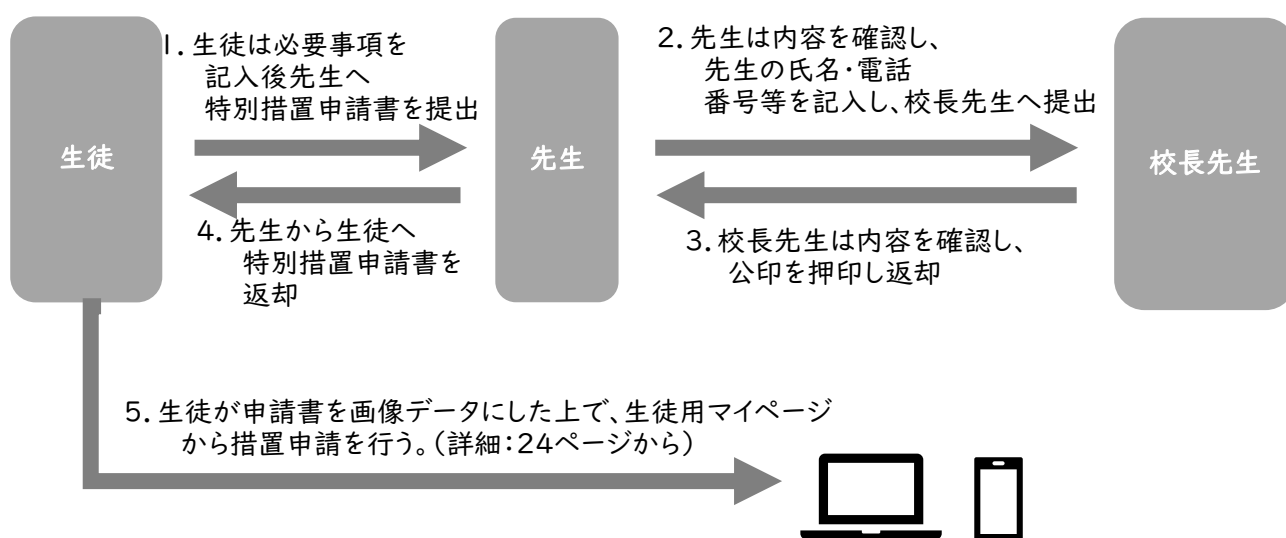
4 特別措置申請の手順

4-1 【最初に対応】特別措置申請書の準備

本案内書の37ページにある「特別措置申請書」を記入します。38ページの記入例をよく確認してから記入してください。生徒（保護者）が記入する箇所と、中学校（先生）が記入する箇所があるので、注意してください。

生徒（保護者）は、必要事項を記入した「特別措置申請書」を先生に提出してください。中学校（先生）は記載内容を確認した上で、中学校記入欄に必要事項を記入し、校長先生の公印を押印し、生徒に返却してください。

中学校記入欄を含む全ての項目の記入完了後に、生徒は、「特別措置申請書」を画像データにします。「特別措置申請書」をスマートフォン、デジタルカメラ等で撮影又はスキャナー等で画像取込みを行い、PDF、JPG、JPEG のいずれかのデータ形式にして、保存してください。



【「特別措置申請書」記入時の注意事項】

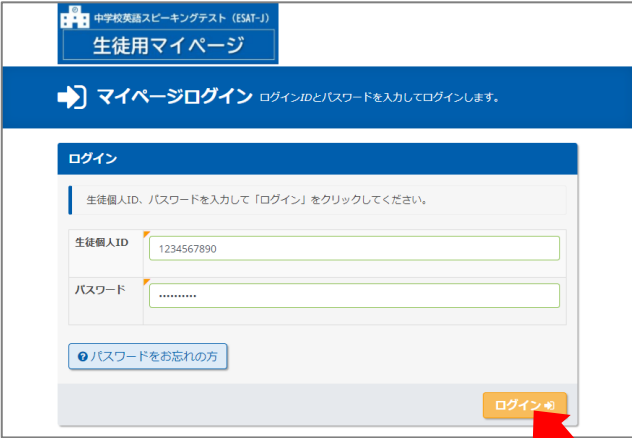
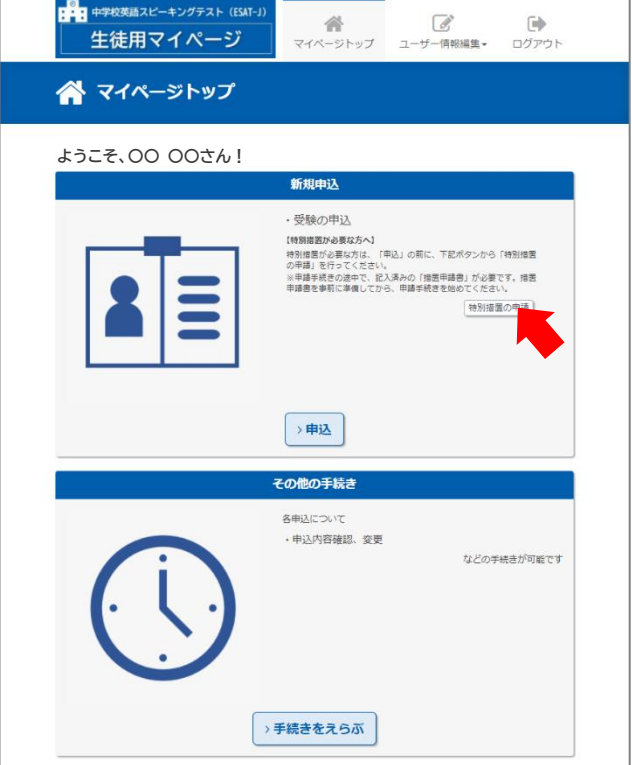
- ・ 希望する措置区分は、生徒、保護者、先生の三者で十分に相談の上、在学する中学校等で受験者が現在受けている配慮の内容を踏まえ、記入してください。
- ・ 申請書は、**黒又は青のボールペン**にて、丁寧に、はっきりと記入してください。
記入内容を訂正する場合は、誤記部分に二重線をひき、余白に訂正内容を記入してください。
- ・ 生徒記入欄については、保護者、先生（ただし、個人情報の取り扱いについては、本人と保護者の同意が必須）による記入でも構いません。
- ・ 「2. 申請理由」には、措置を希望する理由のみ記入してください。措置内容の詳細な要望等、申請理由以外の内容は、記入しないでください。要望はWEB申請時にご記入ください。
- ・ 記入した特別措置申請書（紙）は、受験完了まで保管ください。郵送や提出の必要はありません。受験完了後は破棄してください。

4-2 【7月6日(木)9時~8月18日(金)17時】 特別措置申請

特別措置申請は、7月6日(木)9時~8月18日(金)17時の期間に、「生徒用マイページ(WEB)」から行います。特別措置申請をするためには、生徒用マイページへの生徒情報の登録が必要です。学校から配布される『生徒用 申し込みマニュアル』を見ながら生徒用マイページへの生徒情報の登録を行ってください。なお、特別措置の申請に障害者手帳の所持の有無は問わず、申請にも不要です。**特別措置を希望される場合、受験申し込みの前に申請が必要です。**

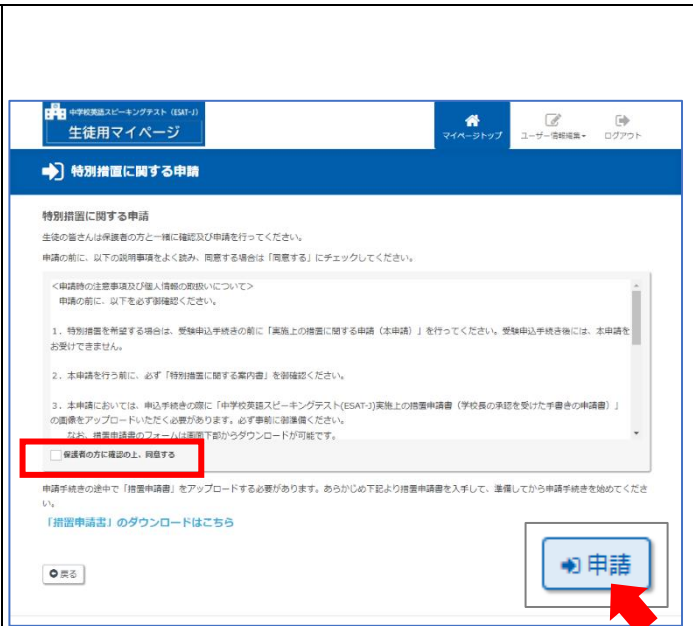
【特別措置申請方法】

※画面はイメージのため、実際と異なる場合があります。

<p>① <<ログイン>> 生徒用マイページにアクセスし、生徒個人IDとパスワードを入力し、ログインします。</p>	
<p>② <<特別措置に関する申請ページへ移動>> マイページトップの「新規申込」にある、「特別措置の申請」を押します。</p>	

③ <<個人情報の取り扱いについての同意>>

表示される説明事項を保護者の方と読み、内容を確認し、受験者・保護者の方の同意を得てください。その後、右下の「申請」を押します。



④ <<措置区分の選択>>

連絡がつく電話番号（必須）及びメールアドレス（任意）を入力し、申請書に記入したものと同一措置区分にチェックマークを入れ、右下の「次へ」を押します。

※申請書と異なる措置区分にチェックが入っている場合は、ESAT-J 窓口から、電話で保護者（生徒）又はご担当の先生に確認いたします。

※電話番号は、特別措置の申請内容の確認が発生する場合がありますため、必ず入力してください。

※メールアドレスを登録した場合は、申請の承認連絡等が届きます。



⑤ <<措置内容の確認>>

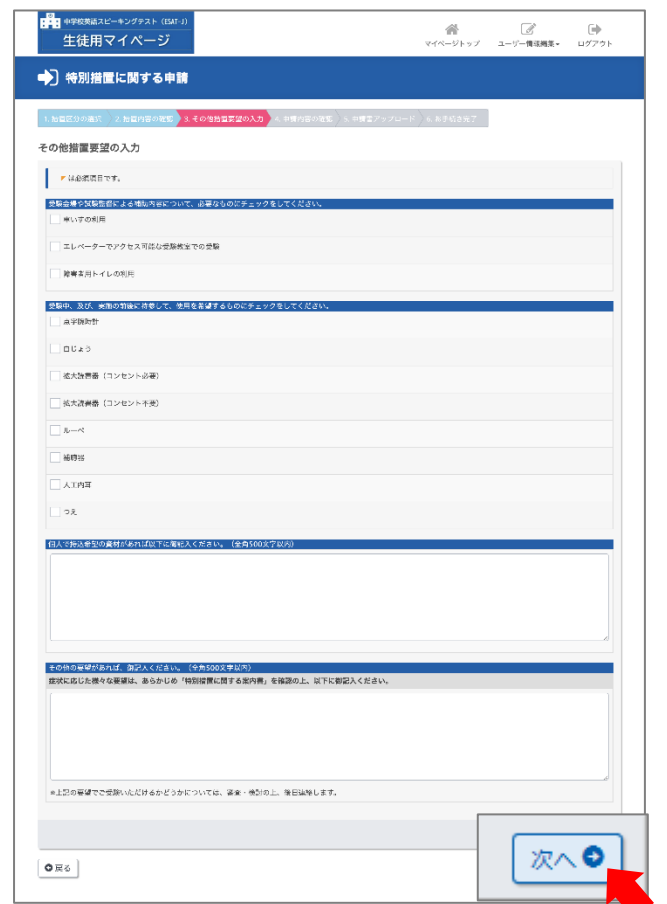
選択した措置区分で実施される措置内容を確認します。選択肢がある場合は、希望する項目にチェックマークを入れて、右下の「次へ」を押します。



⑥ <<その他措置要望の入力>>

会場や試験監督等による補助内容に関して希望する要望や、持ち込みを希望する器具があれば、チェックマークを入れて、右下の「次へ」を押します。その他の要望がある場合は、ここで入力してください。

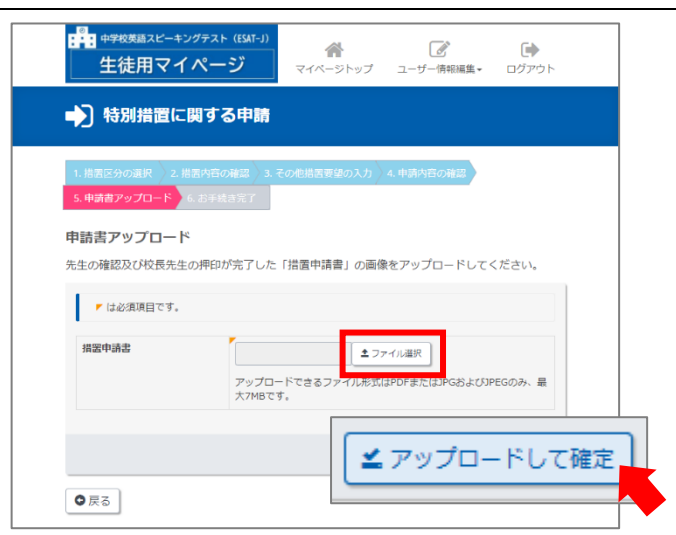
※聴覚関係の措置区分以外での少人数及び個室受験の要望は、原則認められません。



⑦ <<申請内容の確認>>
 入力した申請内容が改めて表示されるので確認し、間違いがなければ右下の「次へ」を押します。



⑧ <<特別措置申請書アップロード>>
 事前に準備しておいた、「特別措置申請書」の画像データを選択します。「ファイル選択」を押し、保存しておいた「特別措置申請書」の画像データを選択します。右下の「アップロードして確定」を押します。



⑨ <<申請完了>>
 確認メッセージが表示されるので、「はい」を押すと、申請が完了します。申請完了後、メールアドレスを登録した場合には、登録したメールアドレスに措置申請を受け付けした旨のメールが自動送信されます。



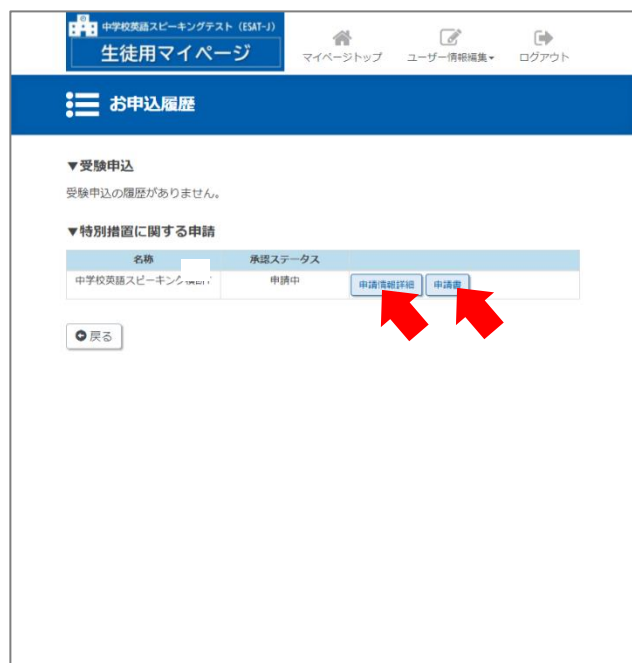
【特別措置申請の内容を確認したい場合】

※画面はイメージのため、実際と異なる場合があります。

①生徒用マイページにアクセスし、ログインします。マイページトップの「その他の手続き」にある、「手続きをえらぶ」を押します。



②特別措置に関する申請について表示されます。「申請情報詳細」に進むと申請した情報が、「申請書」に進むとアップロードした特別措置申請書の画像データが確認できます。



5 特別措置申請の審査・決定

特別措置申請後は、申請内容について審査を行います。審査には、通常5日以上（土日、祝日を除く。）かかります。混雑の状況により変わります。審査結果は、「生徒用マイページ」にて確認できます。

【審査結果の確認方法】

※画面はイメージのため、実際と異なる場合があります。

① 生徒用マイページにアクセスし、ログインします。マイページトップの「その他の手続き」にある、「手続きをえらぶ」を押します。



② 特別措置に関する申請の、「承認ステータス(承認手続きの状況)」が表示されます。



(1) 承認ステータスが「申請中」又は「確認中」：
申請した措置内容を審査中であることを示します。



(2) 承認ステータスが「承認」：
申請した措置内容が確定していることを示します。「申請情報詳細」に進み、承認された内容を確認してください。
※引き続き、マイページトップから、受験の申し込みを行ってください。



(3) 承認ステータスが「再申請要求」：
申請した措置内容の修正が必要であることを示します。「申請情報変更」に進み、内容を確認した上で必要な部分を修正し、再度申請を完了してください。

【注意事項】

- ・受験申し込みは、特別措置申請とは別に必要です。特別措置申請の結果、「承認」となった後に、受験申し込みを必ず行ってください。
- ・なお、受験申し込みの期間は、7月6日（木）9時から9月22日（金）17時までです。
- ・特別措置申請書や申請内容に不備がある場合、審査にお時間がかかることがあります。
- ・特別措置申請の審査中は、受験申し込みをすることができません。受験申し込みは、特別措置申請の審査が完了するまでお待ちください。
- ・特別措置申請の審査結果は、措置申請時に登録したメールアドレス宛に自動送信されます。

5-1 特別措置申請が承認されないケース

特別措置を申請しても、全ての申請内容が承認されるわけではありません。次のような場合、保護者(生徒)又はご担当の先生に、ESAT-J 窓口から確認の電話をする場合があります。

(1) 「特別措置申請書」の内容と異なる措置区分が生徒用マイページから申請された場合

保護者(生徒)又はご担当の先生に連絡し、申請内容の詳細・背景等を確認します。その上で、試験の厳正な実施の担保が難しいと判断した場合は、申請を受け付けられない場合があります。

また、「特別措置申請書」に記載内容の誤りや記入内容の漏れがあった場合は、正しい内容が記載された「特別措置申請書」を再提出いただきます。

(2) 「特別措置申請書」に校長先生による公印の押印がない場合

「特別措置申請書」に校長先生による公印の押印がない場合は、申請を受け付けられません。「特別措置申請書」に校長先生の公印を押印の上、再提出をお願いいたします。

(3) 希望する措置区分が、本案内書に記載がなく、その実施が難しい場合

(4) 要望に沿う会場の手配が難しい場合

保護者(生徒)又はご担当の先生に連絡し、どのような措置内容であれば受験可能であるか等の詳細の確認を行います。提示できる提案内容での受験が難しい場合は、申請を受け付けられない場合があります。審査結果は、電話等で連絡します。

(5) その他承認されないケース

例)

- ・特別措置申請書に記載の連絡先とマイページに登録されている連絡先が異なる。
- ・特別措置申請書に記載の氏名とマイページに登録されている氏名・フリガナが異なる。
- ・特別措置申請書ではなく顔写真をアップロードしてしまっている。

5-2 やむを得ず受験しない場合

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)で準備可能な特別措置の内容では受験できないと判断され、やむを得ず受験しない場合、次の措置となります。

- ・「個別の状況や障害特性等による都立高校入学者選抜学力検査における措置」を申請する。

申請の方法、点数の算出方法等は「令和5年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施要項」P.15 第2-5(2)「個別の状況や障害特性等による都立高校入学者選抜学力検査における措置」をご確認ください。

6 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置

特別措置申請の申請期間が終了した後に、不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のため特別措置を希望する場合は、審査の上、特別措置の可否を決定します。

なお、この特別措置は、申請する理由が「特別措置申請期間後に発生した場合」に限り、申請を受け付けます。本来、特別措置申請期間に申請すべき内容であった場合には、対象となりません。

6-1 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置の申請方法

不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は、本案内書で希望する措置区分を検討した後に、ご担当の先生が、39 ページに記載の特別措置専用窓口にご連絡ください。

【注意事項】

- ・申請いただく時期によっては、試験資材や試験監督等の確保の関係から、希望する措置での対応ができない場合もあります。不慮の事故等のため、特別措置を希望する必要がある場合には、速やかにご連絡ください。
- ・不慮の事故等による特別措置申請の審査期間は、通常（土日、祝日を除き 5 日程度）より長くなる場合がございます。

6-2 やむを得ず受験できなかった場合

6-1 に該当しない、感染症の罹患など、本試日の直前に判明し、やむを得ず受験できない場合、追試験を受験いただきます。

6-3 本試では申請しなかったが、追試では特別措置を申請する場合

特別措置申請が必要になります。特別措置申請書をご用意の上、問い合わせ窓口までご連絡ください。

7 よくある質問

特別措置全般について	1	申請する際の基準はありますか。	本試験は、措置区分14以外は申請基準を設けておりません。障害の程度や通常の学習状況を考慮し、必要な措置を選択し、申請を行ってください。
	2	どの措置を申請したらよいか分かりません。	障害の程度や通常の学習状況を考慮し、担任の先生、学年の先生、養護の先生や保護者と相談した上で、必要な措置を申請してください。
	3	希望したい措置内容が一覧にありません。	特別措置として対応ができる内容は、本案内書に記載のあるもののみです。記載のない措置内容は、原則として対応できません。
	4	教室には何名くらい受験生がいますか。	最大 50 名程度です。会場や希望される措置区分により、定員は異なります。聴覚関連の措置区分の生徒で「個室」の記載がある生徒は個室又は個別スペースでの受験となります。
特別措置申請書について	5	特別措置申請書を印刷することができません。別の用紙に必要事項を記入して申請書としてもよいですか。	必要な情報を確実にいただくため、必ず37 ページにある指定の様式に記入してください。指定の様式以外での申請はできません。 印刷ができない場合は、学校の先生に相談したり、コンビニエンスストア等にあるプリントサービスを利用したりしてください。
	6	ミドルネームを記入する場所がありません。	ミドルネームの記入は不要です。生徒用マイページへの生徒情報の登録時も同様です。
	7	特別措置申請書を学校に確認してもらえていません。	すぐに先生に相談し、確認してもらいましょう。校長先生による公印の押印がないものは、受け付けできません。必ず確認してもらってください。
	8	外国籍の生徒などで生徒や保護者が特別措置申請書の記入ができない場合、学校の代筆でもよいですか。	可能です。個人情報に関して、必ず生徒と保護者から代筆の許可をとってください。許可証などの証明書の提出は不要です。
	9	特別措置申請書はいつ郵送したらよいですか。	特別措置申請書の郵送は不要です。 各自で保管し、受験終了後に破棄してください。
WEBでの特別措置申請について	10	生徒用マイページがうまく表示されません。	生徒用マイページは、以下の環境で閲覧をお願いします。 【iPhone】OS:iOS12.0以降、ブラウザ:Safari 最新版 【Android】OS:Android7.0以降、ブラウザ:Google Chrome 最新版 【パソコン】OS:Windows10(日本語版)以上、ブラウザ:Google Chrome 最新版又はMicrosoft Edge 最新版

	11	生徒用マイページのパスワードを忘れてしまいました。	生徒用マイページからパスワードの再発行が可能です。マイページのログイン画面にある「パスワードを忘れた方」を押し、指示に従ってください。
	12	措置申請が完了しましたが、申請した内容を変更／取り消したいです。	申請が終わった後の変更はできません。よく確認してから申請してください。
	13	措置申請期間内に申請をすることができませんでした。	特別措置は、期間終了後には申請できません。必ず、8月18日（金）17時までに申請を完了してください。
	14	申請しましたが、再申請が必要と連絡を受けました。	生徒用マイページからログインし、「手続きをえらぶ」から「申請情報詳細」に進んでください。前回申請した内容が表示されるので、必要な部分を修正し、再度申請してください。
個別の措置希望について	15	スピーキングではなく筆記で解答したい。	本試験は、筆記の解答には対応できません。
	16	音（音声）のボリュームをかなり大きくして聞きたい（強音放送）。	タブレットの音量は自分で調節できますので、音量を上げての受験が可能です。 タブレットの最大音量でも音量に不安がある場合は、措置区分6で「音声内容補助冊子」を併用しての受験が可能なため、措置区分6を申請した上で、音声の聞き取りあり+音声内容補助冊子にてご受験ください。 ※タブレットにスピーカー等をつなげての強音放送には、対応できません。
	17	個室で受験したい。	原則個室での受験はできません。通常受験会場とは別の会場（複数人数）での受験となります。 ※聴覚関係の措置で、タブレットから直接音声を再生、又はイヤーマフを装着できない場合は、個室又は個別スペースでの受験となります。
	18	試験監督や特別措置監督の性別を指定したい。	性別の指定には対応できません。
	19	試験監督・特別措置監督に介助者としての対応を依頼したい。	試験監督・特別措置監督による介助はできません。介助者が必要な場合は、生徒又は保護者が手配し、特別措置申請時にWEB画面上のその他要望欄に記入してください。介助者は生徒と共に受験教室まで同行し、受験教室で試験監督から介助者用のワッペンを受け取ってください。事前に申請のない介助者は、入場することができません。また、試験中は、介助者控室でお待ちいただき、原則受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合は、問い合わせ窓口にご相談ください。

	20	持ち込み器具等が生徒のみで運べません。	生徒自身で持ち込みや設定ができるもののみ承認となります。生徒自身で持ち込みができない場合は、生徒又は保護者が介助者を手配し、特別措置申請時に備考欄に記入してください。
	21	同じ中学校の生徒と同じ会場になりますか。	通常受験の生徒とは異なる特別措置専用会場になりますが、同じ中学校で同じ措置区分を申請している生徒同士は、同じ会場・同じ教室になる可能性があります。
受験当日について	22	何か特別な持ち物がありますか。	「受験票」を忘れずにお持ちください。特別措置申請書は不要です。 特別な器具等の持ち込みが承認されている場合は、忘れずに持参してください。 なお、試験開始前に、試験監督・特別措置監督が持ち込んだ器具等の確認を行う場合があります。

8 巻末資料【特別措置申請書様式】

次ページにある「特別措置申請書」の様式を利用してください。
記入時には、38 ページの記入例を参考にしてください。

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施上の特別措置申請書

東京都教育委員会教育長 殿

	フリガナ	フリガナ
生徒	姓	名
	フリガナ	フリガナ
保護者	姓	名
電話番号		

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、特別措置を次のとおり申請します。

1 希望する措置区分 希望する措置区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印記入欄	措置区分	措置内容
	1	点字問題による受験(試験時間の延長あり) ※5、6、14との重複申請はできません。
	2	拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)
	3	拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)
	4	白黒印刷問題冊子による受験 ※1~4は重複して申請できません。
	5	音(音声)を文字化した問題での受験(音声の聞き取りなし)
	6	音(音声)を文字化した問題での受験(音声の聞き取りあり)
	7	音(音声)の聞き取りありでの受験(音声を文字化した問題なし) ※5~7は重複して申請できません。
	8	きつ音・発話障害関係 解答時間の延長
	9	上肢不自由 受験会場等に関する措置
	10	発達障害 受験会場等に関する措置(解答時間の延長あり)
	11	受験会場等に関する措置(解答時間の延長なし) ※10、11は重複して申請できません。
	12	下肢不自由 受験会場等に関する措置
	13	その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等) 受験会場等に関する措置 ※生徒が利用するカナル型マイク付きイヤホンの、イヤピースには、シリコン樹脂を使用しています。また、イヤホン部分には、磁石を使用しています。何らかの理由でカナル型マイク付きイヤホンを利用できない場合は、本区分にて申請を行い、カナル型マイク付きイヤホンが利用できない旨を自由記述欄に入力してください。
	14	日本語の補助(日本語指導が必要な場合・読み書き障害) 日本語に対する補助 【日本語指導が必要な場合の本措置の申請条件】 国籍を問わず、入国後の在日期間が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者

2 申請理由 障害等の内容や程度を含めて、上記1の措置を希望する理由、普段の学校での措置を具体的に記入してください。

3 中学校記入欄 以下の欄全てに記入し、公印を押してください。

上記の申請内容が、在学する中学校等で現在受けている配慮の内容に準じていることを確認しました。

上記のとおり、受験上の措置が必要であると認めます。

令和 年 月 日

学 校 名 _____

校 長 名 _____

担 任 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

公印

- (注意)
- ① 本申請書(原本)の提出は必要ありません。ウェブにて本申請書の画像データを御提出いただけます。
 - ② 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取り込み等を行い、本申請書のPDF、JPG、JPEGのいずれかの画像データを準備してください。生徒用マイページ上での措置申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
 - ③ 必ず措置申請期間最終日の午後5時までに生徒用マイページから措置申請を完了してください。
 - ④ 措置申請の審査において、不明点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)窓口より直接保護者(生徒)又は担当教員宛てに電話をする場合があります。なお、通話内容は、対応品質の向上と確実な御手続きのため、録音いたします。
 - ⑤ 本申請書は保管し、受験終了後に破棄してください。
- (本申請書に記入いただく情報の取り扱いについて)
- 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、本申請書の記載情報を含む、措置申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきまして、保護者の方の同意を得た上で、受験者本人も同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 1) 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の円滑な実施(特別措置を含む。)
 - 2) 上記テストの統計処理・分析
 - 3) 措置申請の審査・承認、器具等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施上の特別措置申請書

東京都教育委員会教育長 殿

	フリガナ	トウキョウ	フリガナ	ハナコ
生徒	姓	東京	名	花子
	フリガナ	トウキョウ	フリガナ	タロウ
保護者	姓	東京	名	太郎
電話番号	090-1234-5678			

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、特別措置を次のとおり申請します。
 1 希望する措置区分 希望する措置区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印記入欄	措置区分	措置内容
	1	点字問題による受験(試験時間の延長あり) ※5,6,14との重複申請はできません。
	2	拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)
○	3	拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)
	4	白黒印刷問題冊子による受験
	5	音(音声)を文字化した問題での受験(音声の聞き取りなし)
	6	音(音声)を文字化した問題での受験(音声の聞き取りあり)
	7	音(音声)の聞き取りありでの受験(音声を文字化した問題なし)
	8	きつ音・発話障害関係 解答時間の延長
	9	上肢不自由 受験会場等に関する措置
	10	発達障害 受験会場等に関する措置(解答時間の延長あり)
	11	受験会場等に関する措置(解答時間の延長なし)
	12	下肢不自由 受験会場等に関する措置
	13	その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等) 受験会場等に関する措置 ※生徒が利用するカナル型マイク付きイヤホンの、イヤピースには、シリコン製を使用しています。また、イヤホン部分には、磁石を使用しています。何らかの理由でカナル型マイク付きイヤホンを利用できない場合は、本区分にて申請を行い、カナル型マイク付きイヤホンが利用できない旨を自由記述欄に入力してください。
	14	日本語に対する補助 【日本語指導が必要な場合の本措置の申請条件】 国籍を問わず、入国後の在日期間が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以上の在日者で、日本語指導を必要とする者

2 申請理由 障害等の内容や程度を含めて、上記1の措置を希望する理由、普段の学校での措置を具体的に記入してください。

視力が弱いため、10pt程度の文字は読むことが難しい。日常の授業でも教科書を拡大印刷して使用している。(特別措置区分3の例)

3 中学校記入欄 以下の欄全てに記入し、公印を押してください。

上記の申請内容が、在学する中学校等で現在受けている配慮の内容に準じていることを確認しました。
 上記のとおり、受験上の措置が必要であると認めます。
 令和5年7月1日

学 校 名	〇〇区立△△中学校
校 長 名	都庁 太郎
担 任 氏 名	新宿 ヨシコ
電 話 番 号	03-1234-5678

校 長 印
 〇 区 立
 △ △ 中 学 校

- (注意)
- 本申請書(原本)の提出は必要ありません。ウェブにて本申請書の画像データを御提出いただきます。
 - 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取り込み等を行い、本申請書のPDF、JPG、JPEGのいずれかの画像データを準備してください。生徒用マイページ上での措置申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
 - 必ず措置申請期間最終日の午後5時までに生徒用マイページから措置申請を完了してください。
 - 措置申請の審査において、不明点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)窓口より直接保護者(生徒)又は担当教員宛てに電話をする場合があります。なお、連絡内容は、対応品質の向上と確実な御手続きのため、録音いたします。
 - 本申請書は保管し、受験終了後に破棄してください。
 (本申請書に記入いただく情報の取り扱いについて)
 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、本申請書の記載情報を含む、措置申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきまして、保護者の方の同意を得た上で、受験者本人も同意くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
 1) 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の円滑な実施(特別措置を含む)
 2) 上記テストの統計処理・分析
 3) 措置申請の審査・承認、器具等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

① 生徒・保護者にて1~2を記入

・ミドルネームがある方も、ミドルネームの記入は不要です。

・電話番号は、日中につながるりやすい番号を記入してください。

・申請理由は、できるだけ詳しく、具体的に記入してください。

1~2の記入が終わったら、担当の先生に本申請書を渡し、中学校の確認を依頼してください。

② 中学校にて3を記入

・中学校は記載の内容を確認した上で、「日付・学校名・校長名・担任教員氏名・電話番号」を記入し、公印を押印してください。

記入完了後の申請書は、生徒に渡します。

③ 生徒が特別措置申請を行う

・生徒は、生徒用マイページでの特別措置申請時に、本申請書の画像データを添付してください。

■申請理由:「症状について詳しく」「いつから症状があるか」「日常の授業をどのように受けているか」などできるだけ詳しく記入してください。

例:「弱視のため、10pt程度の文字は読むことが難しい。日常の授業でも教科書を拡大印刷して使用している。(区分3)」「緊張すると、話し始めに時間がかかることがあるため。ことばの教室に通っており、学校の普段の授業でも先生には本人の発話をゆっくり待ってもらうようお願いしている。(区分8)」

※持ち込み物や、その他特別な要望がある場合は、入力画面の自由記述欄に入力してください。

《特別措置専用》

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 窓口

0570-030558 (ナビダイヤル)

令和5年5月25日よりお電話いただけます。

受付時間:月~金 10:00~19:00(土日、祝日、年末・年始を除く)

※特別措置申請期間中の、土曜(11:00~17:00)はお電話を受け付けております。

生徒・保護者専用

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 窓口

0570-012366 (ナビダイヤル)

受付時間:月~金 10:00~19:00(土日、祝日、年末・年始を除く)

※受験申込期間中の、土曜(11:00~17:00)はお電話を受け付けております。

先生専用

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 窓口

※この番号は先生専用です。

生徒・保護者の方は、上記番号におかけください。

0120-331890 (通話料無料)

受付時間:月~金 9:00~17:00(土日、祝日、年末・年始を除く)

受験可能かどうか不明な場合は学校経由にて東京都にお問い合わせください。やむを得ず受験できなかった場合については、東京都より後日発信があります。